

条例の点検・見直しシート

		作 成 年 月 日	平成24年6月29日
条例の題名	免税軽油使用者証交付手数料徴収条例	公 布 日	昭和31年5月28日
条例番号	昭和31年三重県条例第22号	直 近 改 正 日	平成21年3月31日
所管部局課	総務部税務・債権管理課	電 話 番 号	059-224-2127
条例の概要	地方自治法第228条第1項の規定に基づき、三重県県税条例第116条の15第1項の免税軽油使用者証の交付又は書換えを求める者に対する手数料の徴収に関し、必要な事項を定めるものである。	条例の 類型	手続型 法執行型
視点	項 目	回 答	検 討 内 容
必要性	条例の目的は、制定後の時間の経過にかかわらず現在でも妥当性を有している。	はい	地方自治法第227条の規定により特定の者のためにする事務について手数料を徴収することができ、同法第228条の規定により手数料に関する事項は条例で定めることが必要である。免税軽油使用者証の交付等のために必要な経費に充てるため、手数料を徴収することが必要であることから、条例の目的は、妥当性を有している。
	条例の対象に対して、今後も公的な関与を行っていく必要が認められる。	はい	手数料に関する事項は、地方自治法第228条第1項の規定により、条例で定めることが必要である。
	条例に基づく事務・事業で、現在行われていないものはない。	はい	免税軽油使用者証は、申請の都度、交付している。
	規制型の場合、現在の社会情勢の下で過度な規制となっていない。	該当なし	
	条例以外の手段で目的を達成する方法はない（規則、要綱等で規定する余地はない。）。	はい	手数料に関する事項は、地方自治法第228条第1項の規定により、条例で定めることが必要である。
適法性	根拠法令がある場合、その法令に抵触していない。	はい	地方自治法第227条及び第228条第1項、地方税法第144条の21並びに三重県県税条例第116条の15
	憲法、その他の法令等に抵触しているとの評価を受けるおそれはない（近年の判例動向に適合している。）。	はい	
	条例に規定する事務手続と実務上の事務手続との間に食い違いはない。	はい	手数料の額については第2条で、徴収の時期については第3条で規定しており、実務上の食い違いはない。
有効性	条例の目的と条例に規定する手段との整合が図られている。	はい	条例の目的である手数料の徴収に関し必要な事項を定めることを、各条で手数料の額、徴収の時期等を規定することで実現しており、整合は図られている。
	条例の目的は、県民力ビジョン等と整合している。	はい	
	条例の規定の一部であっても、効果を疑問視する評価を受けたことはない。	はい	
	条例の規定の一部であっても、廃止した場合に明らかな支障が認められる。	いいえ	廃止したとしても明らかな支障はないが、当該事務は、地方自治法第227条第1項に規定する「特定の個人のためにする事務」と解せられ規定されたものである。
効率性	条例の目的の実現のために、条例が定める手段は必要であって、廃止すべき規定はない。	はい	条例の目的である手数料の徴収に関し必要な事項を定めることを実現するために、各条で手数料の額、徴収の時期等を規定することが必要である。
	条例の目的の実現のために、条例が定める手段は十分であって、追加すべき規定はない。	はい	手数料の徴収に関し必要な事項は規定されており、追加すべき規定はない。
	関係する法令・条例との間において、条例に規定している手段との重複はない。	はい	
	条例の執行に当たって、その効果及びコストの配分は適正である。	はい	免税軽油使用者証の交付等事務は、特定の個人のためにする事務であり、手数料(コスト)の負担者に効果が帰属しているため、配分は適正と考える。

公平性	条例の執行による効果が一部の県民に限られていない。	いいえ	免税軽油使用者証の交付等という特定の者のために行う事務に対する手数料の徴収であり、限定的なものである。	
	条例の執行に伴うコストの負担が一部の県民に限られていない。	いいえ	免税軽油使用者証の交付等という特定の者のために行う事務に対する手数料の徴収であり、限定的なものである。	
その他	条例の内容において、県民（団体）、NPO等県以外の主体との連携に配慮している。	該当なし		
	市町等から条文の改正を求める意見を受けていない。	はい		
点検・見直し結果	理由	特記事項	見直しに関する規定の有無	有効期限に関する規定の有無
	改正・廃止の必要はない 現在の規定は、要件のいずれをも満たし、改正の必要がないと考える。		無	無